

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p>	<p>第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p>
<p>(納税申告等に係る事前教示)</p>	<p>(納税申告等に係る事前教示)</p>
<p>7 17 法第 7 条第 3 項の規定による教示は、原則として、文書により照会（同項の規定により教示を求めるこをいう。以下この項、7 18 から 7 19 の 3 2 まで及び 7 22 において同じ。）を受け、文書で回答（照会に対して教示を行うこをいう。以下この項、7 18 から 7 19 の 3 2 まで及び 7 22 において同じ。）することにより行うこととする。これによらず、口頭により照会があった場合には、口頭で回答することとする。また、インターネットにより関税率表適用上の所属区分、関税率、統計品目番号、内国消費税等の適用区分及び税率並びに他法令の適用の有無（以下この項、7 18 から 7 19 2 までにおいて「関税率表適用上の所属区分等」という。）又は原産地に関する照会があった場合には、後記 7 19 2 に従い、回答するものとし、<u>関税評価に係る照会</u>があった場合には、後記 7 19 の 3 2 に従い、回答するものとする。ただし、口頭又は電子メールによる回答は、次のように、輸入申告時等における取扱いが文書による場合と異なることに留意する。</p>	<p>7 17 法第 7 条第 3 項((申告))の規定による教示は、原則として、文書により照会（同項の規定により教示を求めるこをいう。以下この項、7 18 から 7 19 の 3 まで及び 7 22 において同じ。）を受け、文書で回答（照会に対して教示を行うこをいう。以下この項、7 18 から 7 19 の 3 まで及び 7 22 において同じ。）することにより行うこととする。これによらず、口頭により照会があった場合には、口頭で回答することとする。また、インターネットにより関税率表適用上の所属区分、関税率、統計品目番号、内国消費税等の適用区分及び税率並びに他法令の適用の有無（以下この項、7 18 から 7 19 2 までにおいて「関税率表適用上の所属区分等」という。）又は原産地に関する照会があった場合には、後記 7 19 2 に従い、回答するものとする。ただし、口頭又は電子メールによる回答は、次のように、輸入申告時等における取扱いが文書による場合と異なることに留意する。</p>
<p>（省略）</p> <p>文書による回答は、照会者が再検討を希望する場合は、意見の申出を行うことが可能であるが、口頭又は電子メールによる回答は、意見の申出を行うことができないこと。</p>	<p>（同左）</p> <p>文書による回答は、照会者が再検討を希望する場合は、意見の申出を行うことが可能であるが、口頭又は電子メールによる回答は、意見の申出を行うことができないこと。</p>
<p>なお、具体的な手続等に関しては、関税率表適用上の所属区分等並びに原産地に係るものについては後記 7 18（事前照会に対する文書回答の手続等）7 19 1（事前照会に対する口頭回答の手続等）及び 7 19 2（インターネットによる事前照会に対する回答の手続等）により、関税評価に係るものについては後記 7 19 の 2（関税評価に係る事前照会に対する文書回答の手続等）7 19 の 3 1（関税評価に係る事前照会に対する口頭回答の手続等）及び 7 19 の 3 2（関税評価に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等）によるものとする。</p>	<p>なお、具体的な手続等に関しては、関税率表適用上の所属区分等並びに原産地に係るものについては後記 7 18（事前照会に対する文書回答の手続等）7 19 1（事前照会に対する口頭回答の手続等）及び 7 19 2（インターネットによる事前照会に対する回答の手続等）により、関税評価に係るものについては後記 7 19 の 2（関税評価に係る事前照会に対する文書回答の手続等）及び 7 19 の 3（関税評価に係る事前照会に対する口頭回答の手続等）によるものとする。</p>
<p>（関税評価に係る事前照会に対する文書回答の手続等）</p> <p>7 19 の 2 文書による回答を求められた場合における関税評価に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照</p>	<p>（関税評価に係る事前照会に対する文書回答の手続等）</p> <p>7 19 の 2 文書による回答を求められた場合における関税評価に関する照会及び回答の手続等については次による。</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>会者が後記 7 19 の 3 2 に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>及び (省略) 受理</p> <p>イ 照会については、原則として、照会者が次の(イ)から(ト)までの事項を記載した「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）」(C 1000 6)（記載欄が不足する場合には、適宜の様式による「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）(つづき)」を C 1000 6 に添付するものとする。以下この項において「評価照会書」という。）及び(チ)の資料（以下この項において「照会文書」という。）を当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関の首席関税評価官（首席関税評価官を置かない税関にあっては関税評価官。以下この項から 7 19 の 3 2 までにおいて「首席関税評価官等」という。）に対して 1 通提出することにより行わせる。なお、一評価照会書につき一取引の事前教示とする。</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>(ホ) 審査に必要な追加的な資料の提出及び補足説明（以下この項及び 7 19 の 3 1 において「資料の追加提出等」という。）に照会者が同意する旨</p> <p>(ハ) ~ (チ) (省略)</p> <p>口及びハ (省略)</p> <p>~ (省略)</p> <p>（関税評価に係る事前照会に対する口頭回答の手続等）</p> <p>7 19 の 3 1 口頭による回答を求められた場合における関税評価に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>（省略）</p> <p>照会者から口頭による回答を希望する照会がなされた場合で、当該照会が口頭による回答が可能な照会であるときは、口頭により回答を行うものとする。</p> <p>なお、照会に係る取引内容を的確に把握し、適切な回答を行うために特に必要があると認められるときは、資料の追加提出等を求めるものとする。</p> <p>また、具体的な取引内容説明及び資料の提出がなされ、文書による事前教示回答が可能な関税評価に関する照会については、下記 の説明を照会者に対して行い、可能な限り、文書回答を行う場合の事前教示手続により行ってもらうよう努めるものとする。</p> <p>(注) 「口頭による回答が可能な照会」の要件は、前記 7 19 の 2（関税評価に係る事前照会に対する文書回答の手続等）（口及びハを除く。）に準ずるものとし、関税評価上の取扱いについて回答ができる程の取引内容</p>	<p>及び (同左) 受理</p> <p>イ 照会については、原則として、照会者が次の(イ)から(ト)までの事項を記載した「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）」(C 1000 6)（記載欄が不足する場合には、適宜の様式による「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）(つづき)」を C 1000 6 に添付するものとする。以下この項において「評価照会書」という。）及び(チ)の資料（以下この項において「照会文書」という。）を当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関の首席関税評価官（首席関税評価官を置かない税関にあっては関税評価官。以下この項及び 7 19 の 3 において「首席関税評価官等」という。）に対して 1 通提出することにより行わせる。なお、一評価照会書につき一取引の事前教示とする。</p> <p>(1) ~ (2) (同左)</p> <p>(ホ) 審査に必要な追加的な資料の提出及び補足説明（以下この項及び 7 19 の 3 において「資料の追加提出等」という。）に照会者が同意する旨</p> <p>(ハ) ~ (チ) (同左)</p> <p>口及びハ (同左)</p> <p>~ (同左)</p> <p>（関税評価に係る事前照会に対する口頭回答の手続等）</p> <p>7 19 の 3 口頭による回答を求められた場合における関税評価に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>（同左）</p> <p>照会者から口頭による回答を希望する照会がなされた場合で、当該照会が口頭による回答が可能な照会であるときは、口頭により回答を行うものとする。</p> <p>なお、照会に係る取引内容を的確に把握し、適切な回答を行うために特に必要があると認められるときは、資料の追加提出等を求めるものとする。</p> <p>また、具体的な取引内容説明及び資料の提出がなされ、文書による事前教示回答が可能な関税評価に関する照会については、下記 の説明を照会者に対して行い、可能な限り、文書回答を行う場合の事前教示手続により行ってもらうよう努めるものとする。</p> <p>(注) 「口頭による回答が可能な照会」の要件は、前記 7 19 の 2（関税評価に係る事前照会に対する文書回答の手続等）（口から二を除く。）に準ずるものとし、関税評価上の取扱いについて回答ができる程の取引内容</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>説明や資料の提出があるような場合には、具体的な輸入予定がなくとも構わないこととする。</p> <p>~ (省略) 回答の内容が軽微なものである場合を除き、その照会の概要及び回答内容等のポイントを「口頭照会に対する回答記録票（関税評価用）」(C 1000 12)にとどめるものとする。</p> <p>(注) 照会を受けた際に、当該照会に係る取引の内容のほか、照会者の名称、担当者名、連絡先電話番号、業種並びに当該照会に係る貨物の輸入時期及び輸入予定官署等について、聴取しておくものとする。</p> <p><u>(関税評価に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等)</u></p> <p><u>7 19の3 2 インターネットによる関税評価に関する照会及び回答の手続等について</u>は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 照会者 照会は、貨物を輸入しようとする者、その委任を受けた通関業者又は当該貨物の輸入取引の事情を概ね把握している利害関係者が行うものとする。 — 対象となる照会の範囲 前記7 19の3 1の に準ずるものとする。 — 受付 <ul style="list-style-type: none"> イ 照会の受付窓口 照会は、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地が判明している場合には、原則として当該輸入予定地を管轄する税関の首席関税評価官等において受け付け、それ以外の場合には、当該照会者の所在地を管轄する税関の首席関税評価官等において受け付けるものとする。 ロ 照会の方法 インターネットによる関税評価に関する照会は、電子メール本文に、次の事項について記入の上、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより、行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 照会者の名称、担当者名、連絡先電話番号、連絡先電子メールアドレス及び輸入者、その委任を受けた通関業者又は利害関係者の別 (2) 照会に係る貨物並びに取引関係者の名称（すべて実名とする。）及び関係者間の権利・義務等の事実関係、具体的な取引内容の説明、照会事項及び照会者の意見 (3) 照会に係る貨物の輸入予定時期及び輸入予定官署 (4) その他参考となる資料の有無 ただし、照会者が、インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切替えること（以下この項において「切替え」という。）を希望 	<p>説明や資料の提出があるような場合には、具体的な輸入予定がなくとも構わないこととする。</p> <p>~ (同左) 口頭により回答を行ったものについては、その照会の概要及び回答内容等のポイントを「口頭照会に対する回答記録票（関税評価用）」(C 1000 12)にとどめるものとする。</p> <p>(注) 照会を受けた際に、当該照会に係る取引の内容のほか、照会者の名称、担当者名、連絡先電話番号、業種並びに当該照会に係る貨物の輸入時期及び輸入予定官署等について、聴取しておくものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>する場合は、「インターネットによる事前教示に関する照会書（関税評価照会用）」(C 1000 19)（以下この項において「照会書」という。）に必要事項を記載し、押印又は署名の上、これらを画像情報とした電子メールを、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより行うもの（以下この項において「照会書による照会」という。）とする。</p> <p><u>(注1) 一の照会書につき一取引の事前教示とする。</u></p> <p><u>(注2) 照会書による照会のうち、照会者が貨物の概要及び回答内容が前記7 19の2のの口の(イ)から(ロ)までのいずれかに該当するものとして、非公開期間設定を希望する場合には、非公開理由及び非公開期間（180日を超えない期間）を照会書に記載するものとする。なお、回答書の公開及び閲覧については、照会者に対し十分に説明を行い、理解と協力を得るように努めるものとする。</u></p> <p><u>(注3) 照会書による照会のうち、記載欄が不足する場合は、照会書と割印した、適宜の様式による「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」を画像情報として照会書に添付するものとする。</u></p> <p>— 照会に対する回答等</p> <p>インターネットによる事前照会に対する回答等は、切替えを行うことを照会者が希望する場合を除き、照会者に対して、当該照会の照会者連絡先電子メールアドレスに送信すること等により行う。なお、審査に必要な追加的な資料の提出を要する場合であって、当該資料が、照会者側の情報セキュリティ上電子メールにより送信することができない等の理由により、適切な回答を行うために、文書による事前教示を行うことが適当と判断される場合には、その旨及び理由を照会者連絡先電子メールアドレスに送信する。その他の手続等については、前記7 19の3 1のからまでの規定を準用する。なお、電子メールにより回答を行う際には、前記7 19の3 1のイ及びロの注意事項を必ず連絡するものとする。</p> <p>上記の切替えを行うことを照会者が希望する場合は、下記による。</p> <p>— 文書による照会に準じた取扱いへの切替え等</p> <p>イ 切替えを希望する旨が記載された照会書による照会については、照会者が切替えを希望しているものとして取り扱う。</p> <p>ロ 上記イの照会のうち、前記7 19の2ののすべての要件を満たし、文書で回答することが可能であると認められる場合に限り、切替えを行うことができる。</p> <p>なお、首席関税評価官等は、切替えを行う対象に該当するかどうかについて、必要に応じて総括関税評価官と協議するものとし、切替えの適切な運営の確保に努めるものとする。受付税関は、切替えの可否について可及</p>	

新旧対照表

改正後	改正前
<p>的速やかに決定し、照会者に連絡することとする。</p> <p>八 切替えを行う場合の手続等については、次による。</p> <p>(1) 切替えを行うときは、「インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えた旨のお知らせ（通知）（関税評価回答用）」（C 1000 20）を作成し、これらを画像情報として電子メールにより送付することにより、切替えを行った旨を照会者に対して連絡する。</p> <p>(2) 切替え後の具体的な手続等については、文書による照会に係る手続（前記7 19の2のからまでの規定）に従うものとする。なお、前記7 19の2ののイの規定中「上記により評価照会書を受理して」とあるのは「切替えを行って」と読み替えるものとする。また、回答書の交付又は送達を行うに当たり、回答書を発出する旨を電子メールにより照会者に連絡するものとする。なお、照会者が希望する場合には、当該電子メールに回答書の写しを画像情報として添付する。</p> <p>二 切替えを行わない場合の手続等については、次による。</p> <p>(1) 「インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えることができない旨のお知らせ（通知）（インターネット事前照会回答書兼用）（関税評価回答用）」（C 1000 21）を作成し、これらを画像情報として電子メールにより送付することにより、切替えを行うことができない旨及び当該照会に対する回答の内容を照会者に対して連絡する。</p> <p>(2) その他の具体的な手続等については、前記7 19の3 1のからまでの規定を準用する。なお、回答を行う際には、関税評価に関する照会については前記7 19の3 1ののイ及びロの注意事項を必ず当該通知書に記載するものとする。</p>	